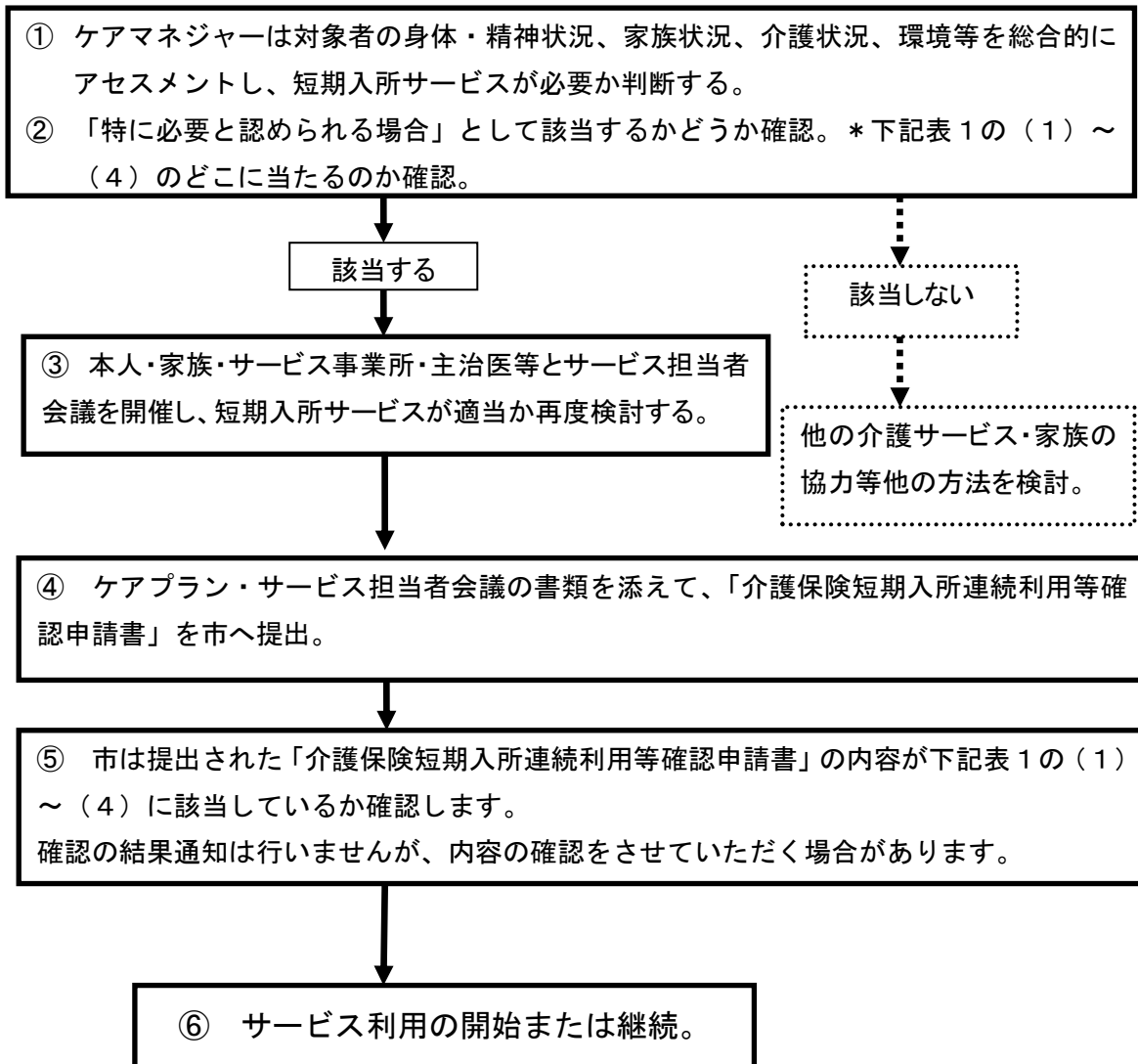


「介護保険短期入所継続利用等確認申請書」の確認方法について

1. 確認方法

【有効期間のおおむね半数を超える短期入所を居宅介護サービス計画に位置づける場合】



<表 1>

- （１）認知症等により、同居の家族等による介護が困難と判断できる場合。
- （２）同居の家族等が高齢、疾病等にあり在宅で十分な介護が受けられない場合。
- （３）独居であり、短期入所サービスの利用なしでは生活が困難と判断できる場合。
- （４）自宅等が火災等の被害を受け、あるいは同居する家族に不測の事態が生じ、在宅に戻れる状態ではない場合。

2. 提出について

(1) 提出書類

- ① 介護保険短期入所継続利用等確認申請書（様式第1号）
- ② ケアプラン1表、2表（写し）
- ③ サービス担当者会議の記録（写し）

（継続利用・半数を超えて利用することについての内容が記載されているもの）

(2) 提出時期

原則、**「認定有効期間の半数を超える利用が見込まれたとき」**に介護支援専門員が提出してください。

○提出時期については下記の例を参考にしてください。

（認定有効期間の半数を超える利用が見込まれたときの例）

例1）認定結果が出た後に開催したサービス担当者会議において、認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用するケアプランについて検討した場合
（提出時期）サービス担当者会議後、ケアプランについて本人の同意が得られた後すみやかに提出してください。

例2）本人の心身状況や家族の介護状況が変わり、認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用するケアプランに変更することになった場合
（提出時期）見直ししたケアプランについてサービス担当者会議を開催し、本人の同意が得られた後すみやかに提出してください。

(3) 留意事項

・申請書等は**認定有効期間の長短に関わらず、認定有効期間内に1度だけ**提出していたければ問題ありません。

・サービス担当者会議の記録（写し）には、各サービス担当者の意見等を踏まえた今後の支援の方針について、記載してください。

（例）在宅介護が困難な状況なので、施設入所できるまで短期入所サービスを利用していくこととなった。

・遅くとも**認定有効期間のおおむね半数を超える日の属する月の前月までに**提出してください。下記の期限を参考にしてください。

- ・認定有効期間6ヶ月→累計利用日数が90日になる月の前月までに
- ・認定有効期間12ヶ月→累計利用日数が180日になる月の前月までに
- ・認定有効期間24ヶ月→累計利用日数が360日になる月の前月までに
- ・認定有効期間36ヶ月→累計利用日数が540日になる月の前月までに
- ・認定有効期間48ヶ月→累計利用日数が720日になる月の前月までに
- ・支給限度日数及び支給限度基準額を超えて利用者が全額自己負担した短期入所サービスの日数については、認定有効期間のおおむね半数の範囲には含まれません。

3. 袖ヶ浦市への申請の対応

- ① ケアマネジャーはケアプランの評価・モニタリング等によって、必ずその必要性を見直し、結果を記録してください。
- ② 利用者の状態や介護状況の変化等によって、特に必要と認められる状態とはいえないと考えられる場合には、速やかに利用を中止してください。

※なお、短期入所の必要性が適切に見直されていなかった場合、実地調査及び監査等によって、保険給付の返還対象となる場合もありますのでご注意ください。